

佐賀県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年十二月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

嬉野市

二 都市計画事業の種類及び名称

嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道（嬉野処理区）

三 事業施行期間

平成十二年七月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

平成十二年佐賀県告示第四百六十九号、平成十六年佐賀県告示第七百十七号及び平成十九年佐賀県告示第三百三十五号の事業地に嬉野市嬉野町大字下野甲下野字一本椎、字二本椎、字三本杉及び字古小場を加え、嬉野市嬉野町大字下野甲下野字二本松及び字三本松地内において事業地を変更する。